

地域コミュニティの取組に関する調査（名張市）

平成29年2月

○名張市の概要

人口	79,874	人	(校区あたり 639 ~ 13,914 人)
世帯数	33,544	世帯	(校区あたり 312 ~ 5,716 世帯)
小学校区数	14	校区	
自治会等名称	基礎的コミュニティ		
自治会等数	174		
自治会等加入率	84.23%		(H27.4.1現在)
行政区長委嘱制度の有無	無		
地域コミュニティ活性化に向けた取組の単位	概ね小学校区 (15 地域づくり組織)		

○名張市の取組

担当 部局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当部局は地域環境部地域経営室。 ・ 平成24年4月から地域専任で地域担当監を3名配置。1人で5地域を担当。 ・ 市役所での経験を活かし、他部署との連携を図る必要があるため、課長以上の階級の職員を配置して、地域と行政の橋渡しを行っている。
取組 の 経 緯	<p>【第1ステージ：交付金化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H15年4月 名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行 (複数補助金の1本化、地域づくり委員会への交付) ・ H15年9月 全14地域で地域づくり委員会設立 ・ H17年1月 名張市自治基本条例施行 <p>【第2ステージ：組織見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21年4月 名張市地域づくり組織条例施行＝区長設置規則を廃止 地域担当職員制度実施 (1地域に管理職2名を配置し、地域ビジョン策定の支援にあたる。) <p>【第3ステージ：地域ビジョン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24年3月 全15地域で地域ビジョン策定 ・ H24年4月 地域担当監の配置 ※地域担当職員制度廃止 ・ H24年4月 ゆめづくり協働事業提案制度の開始 ・ H25年9月 名張ゆめづくり協働塾開講

○ゆめづくり地域交付金の創設

概要	<ul style="list-style-type: none">・ 財政非常事態宣言が発令され行財政改革を行う中で、市長交代により住民自治の確立を目指す市政一新プログラムが策定される。・ 平成 15 年 3 月に「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」を制定。・ これを受けて区長会とは別に、公民館単位による 14 地域で「地域づくり委員会」が結成された。・ 従来の地域向け補助金（環境、婦人会、青少年育成等の活動補助金等）を廃止し、まちづくり活動の原資として地域づくり委員会へ用途自由な一括交付金として交付。・ 基本額を人口割と均等割により算定。
----	--

○地域づくり組織条例に基づく組織・交付金の見直し

背景	<ul style="list-style-type: none">・ 地域住民から見ると同じ地域に区長会と地域づくり委員会という 2 つの組織があるため、区長制度にみる縦の関係を解消し、行政も地域も一緒にまちづくりをしていくという横の关系到制度を整えた。・ 平成 17 年に制定された「名張市自治基本条例」第 34 条第 1 項「市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。」との規定に基づき、地域づくり組織の設置やゆめづくり地域交付金について定め、名張市の都市内分権を推進することを目的に平成 21 年 4 月に制定された。
概要	<ul style="list-style-type: none">・ それぞれの地域内の組織を基礎的コミュニティ（区や自治会）と、地区公民館を単位とする地域づくり組織に整理した。・ また、昭和 31 年に制定された「名張市区長設置規則」を廃止し、区長制度を廃止することで行政と区長の縦の関係を解消した。・ 条例では、基礎的コミュニティや地域づくり組織等地域づくりを進めるための用語を定義。区、自治会等の基礎的コミュニティの代表者は、地域づくり組織の運営に参画するよう明文化し、市民の声が届くように体制を整えた。・ 当該条例の特徴として、地域づくり組織は市からの交付金を執行する（雇用関係の締結、コミュニティビジネスの実施等）立場であるので、法律上の責任の明確化・継続性を確保するために法人化に努めるよう謳っている。現在 15 地域づくり組織がある中で、2 つの地縁法人と、1 つの社団法人が立ち上がっている。・ 区長制度の廃止により、今まで区長に支払っていた委託料を、ゆめづくり地域交付金のコミュニティ活動費として基本額に加算し、交付金を拡充した。

地域づくり代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から 15 地域代表者による「地域づくり代表者会議」を 2 ヶ月に一度開催。 意見交換をしながら地域の底上げを図り、連携の機能を強めるために設置され、地域の情報交換の場、議員との交流の場、市が地域向けの施策を打ち出すときに会議にかける場として重要な役割を果たしている。 各地域が行う事業を共有することで、1 地域で実施していた取組が他の地域に広がるきっかけとなっている。また、各地域の会長の任期はさまざまだが、会長が代わってもある程度の基盤が保たれているのは、当該会議によって横のつながりが生まれていることも大きい。
------------	--

○地域ビジョンの実現に向けた取組

背景	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が代わっていく中でも統一したビジョンを持ってまちづくりをすること、また、地域資源を活用し、地域の課題を解決するために、10～20 年先の将来像を示した計画となる地域ビジョンを策定するよう市から発信。
策定にあたって	<ul style="list-style-type: none"> 地域ビジョンの策定に向けて、市から管理職を 2 名地域に派遣し支援。 各地域づくり組織で策定委員会が組織され、住民アンケートを実施するなど協議を重ね、2 年がかりで平成 24 年 3 月に全ての 15 地域で地域ビジョンを策定。その後、地域を集めて発表会を開催。
地域計画の策定後	<ul style="list-style-type: none"> 地域で策定した地域ビジョンを具現化するために、名張市総合計画の地域別計画として位置付け、「ゆめづくり協働事業提案制度」を創設。 地域や市のみでは解決ができない課題について、地域と市が協議しながら新たなサービスや価値を生み出すための協働事業を推進するために、平成 25 年度から予算化し実施。 行政が実施するとなると一部地域のみ対応することはできないため、平等に広く浅いサービスしかできない。しかし、15 地域の課題を洗い出してもらうことで、深いニーズを知ることができる。また、総合計画に取り入れたことで、地域の課題解決は行政の課題解決でもあるという認識ができ、事業の実施につながった。 事業内容は、市の総合計画（地域別計画）に掲載されたものが対象。地域から提案してもらい、まちづくり予算会議（内部）で審査し採択する。補助率は 10/10 で上限額はなし。

○公民館から市民センター化へ

背景	<ul style="list-style-type: none">・平成28年4月から社会教育の枠を外して公民館から市民センターへ移行。・以前から議題に挙がっていたが所管課の壁があり1度は見送られたが、今回は地域づくり代表者会議から教育委員会あてに地域課題に応じた活動ができるような柔軟な施設に変えてほしいという提言書が出されたことをきっかけに議論が進んだ。・「社会教育委員会」という有識者で構成される諮問答申機関に諮り、1年間議論した。その結果、それはすべきだという答申が教育委員会に返され、公民館から市民センターへの移行が実現した。
----	---

○今後の課題・展望

人材育成の取組	<ul style="list-style-type: none">・地域づくり組織の継続・発展のために、平成25年9月から「名張ゆめづくり協働塾」を開設。庁内職員や地域づくり組織に対して講演会や研修会を実施し、地域の基盤の醸成、人材の発掘の機会を設けている。・活動発表会では、各地域の事例発表をローテーションで行っている。発表がない地域においても、今後のまちづくりに生かすためワークショップを行っている。地域の人に、地域でがんばっている人を知ってもらうことも人材育成につながっていく。・市町村職員の研修の場として、発表会に参加したり、庁内向けの研修も実施したりしている。
運営の適正化	<ul style="list-style-type: none">・運営の適正化を確保するためには、組織の法人化が重要となってくる。・現在、地縁法人や一般社団法人をとっている組織があるものの、実際の地域活動には則していない法人格となっているため、新しい法人化を国にも求めていきたい。